

平成 20 年 9 月 29 日

独立行政法人 国際協力機構
理事長 緒方 貞子 殿

国際協力銀行
総裁 田波 耕治 殿

(財) エンジニアリング振興協会
日本機械輸出組合
(社) 日本プラント協会
(社) 日本貿易会

新 JICA における「新環境社会配慮ガイドライン」策定に関する要望

わが国産業界は、国際社会の発展と地球環境の健全な維持のために、社会が抱える環境、福祉などの諸問題に積極的に取り組んでおり、海外における事業活動においては相手先国において適切な環境配慮がなされるように、最大限の努力を払い、地球環境の健全な維持と経済成長の調和を目指す「持続可能な発展」の実現に向けて、広く社会に貢献してきております。

今般、国際協力機構（JICA）ならびに国際協力銀行（JBIC）におかれては、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の運用実態および「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（海外経済協力業務）の実施状況を踏まえて、新 JICA の環境社会配慮ガイドライン（案）の策定作業を進めておられますが、わが国 ODA の担い手の一員である民間企業の立場から、策定に際しては、特に下記の点にご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. わが国は従来から開発における発展途上国の自助努力すなわち途上国が第一義的な責任と役割を担って主体的に自国の開発課題に取り組むことを支援してきたが、環境社会配慮に関しても、同様に自助努力を重視すべきであろう。

すなわち、環境社会配慮は、プロジェクト実施主体等が当該国の法令にしたがって実施し、新 JICA は二国間援助機関として、その実施状況を確認する立場であることから、当該プロジェクト実施主体等が主体的に環境社会配慮を行うことを促し、プロジェクト実施国における法令や手続きを可能な限り尊重することが重要である。

また、相手国において法令や手続が不十分な場合は、新 JICA が日本の優れた技術を活用し、かかる法令や手続の整備を積極的に行うべきである。

2. 開発事業の計画・実施においては、時間軸が重要な要素の1つであり、海外で開発事業を遂行するにあたり、数ヵ月単位の時間の経過があれば、その間に当該国の政治的・

社会的状況の変化を始め、昨今では急激な物価の上昇、労働力確保や資機材調達等の条件の変化というリスクにさらされることになる他、開発事業における国際競争で遅れをとるであろうことは論を俟たない。

わが国政府は、借入国のみならず、国内各方面からの提言・要望を踏まえ、途上国における開発事業の効果発現を促進し、わが国の開発援助の戦略的な有用性を一層高める観点から、円借款業務の迅速化は有益であるとし、平成19年6月18日、わが国として円借款プロセスの各段階の期間短縮に努めるために、円借款要請から借款契約調印までの期間についてすでに設定している標準処理期間(9ヵ月)の遵守をさらに推進すること、円借款と連携するJICAの開発調査案件について、作業の迅速化、調査内容の絞り込み等により案件形成に要する期間を短縮することなどの方針を打ち出している。産業界としては、従来から迅速な援助の重要性について指摘をしてきており、このことを高く評価しているが、同時にさらなる迅速化を望むものである。

かかる観点から、有償資金協力に加え、無償資金協力および技術協力においても同様に迅速化の促進が重要であり、新環境社会配慮ガイドライン策定にあたっては、前述の円借款の迅速化を踏まえ、さらなる迅速化を促進する上で支障とならない確認内容および手続きを確保頂きたい。

なお、ガイドラインの内容をあまり細かく規定するよりは、むしろある程度柔軟性を持たせるとともに、運用面でぶれることがないように、しっかり実務面のマニュアル等を整備する方が望ましい。

3. 協力準備調査は、3つの援助手法に係る調査業務を一つの枠組みに集約して行われるものであり、資金協力につながる案件発掘・形成の迅速化につながるものと期待する。一方、特に近年では、ODAは意思決定プロセスに時間がかかるとして、わが国の民間企業が取り組みを敬遠する動きが顕著であるため、現在の官民連携促進の動きを阻害しないためにも、案件形成の調査では、迅速化を妨げないようご配慮頂きたい。

特に新JICAガイドラインでは、無償資金協力と有償資金協力の本体事業が適用対象となるため、その準備を行う協力準備調査までガイドラインの適用対象とすると環境社会配慮確認の手続きが重複し、迅速性が損なわれることを懸念している。協力準備調査をガイドラインの適用対象から外したとしても、環境社会配慮確認の手続きは全体として後退しないと考える。

したがって、新JICAとしては、事業性をまず審査し、事業化の見通しが立った時点で、相手国側が配慮すべき環境・社会面のさまざまな事項に関し、適切な措置がとられているかを確認すべきである。

また、他の調査でも、M/P、F/S作成から本体事業実施のための資金手当てまで考えて行うべきであり、調査のための調査は行うべきではない。

4. 審査諮問機関の設置については、他の国際機関や二国間援助機関も資金協力に関する審査会を有していないことから、慎重に検討する必要がある。一方、上記1と同様に自助努力を促進するためにも、事業の主体である当該国政府内の制度やシステムの活用を図っていくべきであろう。外部の知見を活用するのであれば、現JBICのこれまでの取り組みに従い、外部専門家を雇用し、その専門家が直接現地で先方政府と協議・調査を行うほうが机上で議論をするだけの審査諮問機関よりも効率的・効果的である。

5. 情報公開においては、二国間援助機関として政府との信頼関係維持や商業上の守秘義務を十分考慮すべきである。民間（産業界・NPO）の時間軸を認識して、相手国における法令、手続きおよび情報公開等も踏まえ、新 JICA の審査等に必要な情報収集やプロジェクトの進捗に支障をきたさないような確認内容や手順を確保することも重要である。

また、上記 3 と同様に、情報公開は本体事業から行うべきと考える。

以 上